

登録建築大工基幹技能者認定講習の 受講に関わる助成金のご案内

当会が実施します登録建築大工基幹技能者認定講習は厚生労働省による助成金制度「建設労働者確保育成助成金・技能実習コース」の助成対象になっております。（実際の助成金申請は事業主が各都道府県労働局、又はハローワークに行う。）

同助成金制度は中小建設事業主が雇用する従業員に対し、会社負担で講習を受講させた場合（この場合経費助成）、また講習期間中に所定労働時間内に支払われる通常の額以上の賃金を支払った場合に（この場合賃金助成）対象となります。

下記に同助成金制度の概要を記しますので、ご確認の程宜しくお願い致します。

【建設労働者確保育成助成金・技能実習コース】

1. 概要

（1）経費の助成について

中小建設事業主が雇用する建設労働者に対し自らが技能実習（講習）を行う場合、又は会社負担で登録教習機関（全建連）で行う技能実習（講習）を受講させた場合に、経費の一部を会社に助成。

①雇用する雇用保険被保険者数20人以下の事業主の場合

- ・経費（受講料30,000円）の3/4を助成
- ・被災三県（岩手県、宮城県、福島県）については10/10を助成
- ・生産性要件を満たす場合9/10（詳しくは労働局等にご確認下さい）

②雇用する雇用保険被保険者数21人以上の事業主の場合

- ・経費（受講料30,000円）の3/5を助成
- ・被災三県（岩手県、宮城県、福島県）については4/5を助成
- ・生産性要件を満たす場合3/4（詳しくは労働局等にご確認下さい）

(2) 賃金の助成について

中小建設事業主が雇用する建設労働者に有休（講習期間中に所定労働時間内に支払われる通常の額以上の賃金を支払った場合）で技能実習（講習）を受講させた場合に、賃金の一部を会社に助成。

①雇用する雇用保険被保険者数20人以下の事業主の場合

- ・受講者1人につき1日7,600×講習日数（2日間）
- ・生産性要件を満たす場合9,600（詳しくは労働局等にご確認下さい）

②雇用する雇用保険被保険者数21人以上の事業主の場合

- ・受講者1人につき1日6,650×講習日数（2日間）
- ・生産性要件を満たす場合8,400（詳しくは労働局等にご確認下さい）

2. 計画届の提出

建設労働者確保育成助成金（技能実習コース）の助成金の申請には、事前に計画届の提出が必要となります。

(1) 実習（講習）実施の2ヶ月前から1週間前までに都道府県労働局又はハローワークに提出。

(2) 計画届出の際の書類

①建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））計画届（建助様式第2号）

※労働局等によっては、受付印及び受理番号を記した計画届出書が後日届出者に渡されます。

②労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写し）又は、労働保険料等納入通知書（写し）

③中小建設事業主出有ることを確認できる書類

（建設業許可番号が記載された書類、労働保険料の納付状況を明らかにする書類、定款、登記事項証明書（写し）、資本及び労働者数を記載した資料、事業内容を記載した資料等）

④教育内容等が確認できる書類

- ・講習カリキュラム、受講案内等

3. 助成の対象・条件等

(1) 受給出来る中小建設事業主（以下の①、②、③に該当すること）

①資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者数300人以下の建設事業主

②雇用保険制度に加入している建設事業主

③労働保険料（雇用保険料と労災保険料）を滞納していないこと。

※一人親方、及び同居の親族のみを使用している建設事業主は、助成の対象とはなりません。

(2) 算定の対象となる建設労働者

雇用保険被保険者

4. 助成金の申請期限・申請先

講習受講後2ヶ月以内に事業所所在地を管轄する各都道府県労働局、又はハローワークに申請を行う。（助成は会社に対し行われます。）

※地域によって申請に関する指導の仕方が一部異なるようなので、必ず管轄の労働局等の助成金窓口にご相談下さい。

5. 助成金の申請書類の様式及び添付書類

建設労働者確保育成助成金[技能実習コース（経費助成・賃金助成）]
支給申請チェックリスト兼申請書類送付票 に記載されている書類が必要となります。（各都道府県労働局等に確認）

【申請書類】

①建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成）（賃金助成））支給申請書（建助様式第17号）

②受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（賃金助成））の助成金支給申請内訳書（建助様式第17号別紙）

③支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）

④支払方法・受取人住所届

※上記①～④は講習会当日、全建連から各受講者へ配布します。

【添付書類】

①登録建築大工基幹技能者認定講習会受講申込書の写し

※受講申込書を当会に送付する前に事前に写しをお取り下さい。

②登録建築大工基幹技能者認定講習会受講案内の写し

(講習名称、講習期間、受講料、実施機関等明記)

※講習会当日、全建連から各受講者へ配布します。

③カリキュラムの写し

※講習会当日、全建連から各受講者へ配布します。

④登録建築大工基幹技能者講習修了証(表裏両面)、又は不合格書の写し(助成金申請に関しては修了試験の可否は問いません。)

※講習修了証、又は不合格書(修了試験結果通知)とも全建連で発行します。

⑤受講料の領収書の写し

※後日全建連から各受講者へお送りします。

※労働局によっては支払いを確認出来る書類が必要な場合があります。

例：銀行での振込の場合

銀行所定の振込依頼書(振込依頼事業主名があるもの)

⑥その他事業主が独自に用意する添付書類

・労働保険概算・確定 保険料申告書(雇用保険料分)

・労働保険概算・確定 保険料申告書(労災保険料分)

※事務組合に事務を委託している事業主については、労働保険料等納入通知書

・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)

・賃金台帳と出勤簿(受講日を含む1ヶ月分)